府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第八号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（実施状況の報告） **第四十八条**　［略］ ［2～4　略］ 5　認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。 一　当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立てがなされたこと。 ［二・三　略］ 6　［略］	（実施状況の報告） **第四十八条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ 一　当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。 ［二・三　同上］ 6　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○内閣府、法務省令第四号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六十八条第四項の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律第六十八条第四項の署名又は記名押印に代わる措置に関する規則を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

事業性融資の推進等に関する法律第六十八条第四項の署名又は記名押印に代わる措置に関する規則

1　事業性融資の推進等に関する法律（次項及び附則において「法」という。）第六十八条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第九条第四項に規定する電磁的記録をいう。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省、令第一号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第十二条第一項及び同項第二号、第二項並びに第四項、第二百三十二条第一項、第三項及び第四項、第二百三十三条第一号、第二百三十四条、第二百三十八条並びに第二百四十条の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令

（個人保証等の制限）

第一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約は、特定被担保債権に係る債務（同項に規定する特定被担保債権に係る債務をいう。以下この条において同じ。）を保証する保証契約であって保証人が法人であるもののうち、次に掲げるものとする。

一　当該保証人が次に掲げる者のいずれかに対して有する求償権に係る債務（当該求償権に係る債務の他の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。以下この条において同じ。）が連帯債務であるもの（当該求償権に係る債務の連帯債務者の全員が法人であるものを除く。）

イ　当該保証契約の主たる債務者